

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-85
提出年月日	令和2年10月29日

本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

保安規定第39条

自動減圧系の窒素ガス供給圧力設定値の 変更について

令和2年10月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 保安規定第 39 条の変更について

保安規定第 39 条では、自動減圧系が運転上の制限を満足していることを確認する事項として、「自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する」(1 ヶ月に 1 回)を定めている。上記供給圧力の設定値は、格納容器圧力が 1Pd において、主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能付き)の作動に必要な N₂ ガスの圧力を上回る値として設定している。

一方で、重大事故等対処設備として高圧窒素ガス供給系(N₂ガスボンベを使用した非常用系)は、格納容器圧力上昇時の背圧対策として、格納容器圧力が 2Pd となった場合においても SRV の作動に必要な N₂ ガスの圧力を確保するため、供給圧力を「MPa[gage]以上」とした。

上記 SRV 背圧対策をふまえ、高圧窒素ガス供給系(AC 系を使用した常用系)の供給圧力を、高圧窒素ガス供給系(N₂ガスボンベを使用した非常用系)と同様の供給圧力に変更し、常時MPa[gage]以上で供給する運用とした。これに伴い、保安規定第 39 条で定める設定値についても変更する。

以 上